

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 三雲の郷 湖南市三雲字新開 234 ほか 12 筆

2 意見の概要 湖南市からの意見

- (1) 店舗設置計画について、予定地周辺の区長および住民に十分な周知を図ること。
- (2) 青少年の健全育成の見地から、滋賀県青少年の健全育成に関する条例（昭和52年滋賀県条例第40号）等の趣旨および内容を十分考慮した上で、本市域の地域住民や関係団体との連携を密にし、青少年の健全育成や防犯対策の取組みを実践するようお願いしたい。また、地域住民や関係団体が行う安全、安心に関する諸活動に積極的に協力してください。
- (3) 工事中は騒音、振動および粉じんの飛散等、周辺地域に対して迷惑がかからないよう徹底してください。特定建設作業を実施する場合は、遅滞なく届出をしてください。周辺住民への周知を徹底してください。万が一、苦情が発生した場合は、誠意をもって対応してください。騒音、振動等の特定施設を設置する場合は届出をしてください。湖南市生活環境保全条例（平成18年湖南市条例第25号）に規定された生活環境影響事業に該当するので、設置する設備等が決定されたら、生活環境課と事前協議してください。
- (4) 通学、通勤時間帯は工事車両の出入りを行わないようにしてください。工事車両の出入口には、誘導員を配置し、交通対策を講じてください。工事車両が路上駐車することのないよう対策を講じてください。事業活動による関係者等が路上駐車しないよう余裕を持った駐車スペースの確保に努められたい。出入口における交通安全の確保に努めてください。施設から公道への出入口等、左右の確認が困難な場合は、区域内に施工者設置、管理のカーブミラーを設置してください。
- (5) 店舗内および駐車場内での治安維持対策について、所管する警察署との連携により、警備体制の充実強化を図るよう努めてください。また、夜間および施設周辺の治安維持についても状況に応じ、上記と同様に努めてください。
- (6) 廃棄物は法律に基づき、適正に保管し処分してください。廃棄物等の分別、保管、運搬、処分計画において、生ごみについては年間排出量88t、再資源化割合0%となっているが、排出抑制および資源化を行い、焼却ごみの削減に努めてください。一般廃棄物の収集運搬については、湖南市一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者に依頼してください。特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に該当するものを処分する場合は、適正に処理してください。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

湖南市建設経済部産業振興戦略局商工観光労政課 湖南市中央一丁目1番地

(2) 縦覧期間 令和3年2月12日から令和3年3月12日まで